

京都市告示第 97号

京都市消防関係手数料条例第7条の規定による手数料の免除について、次のように定めます。

令和2年4月30日

京都市長 門川 大作

- 1 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため消毒用アルコールを増産し、又は新たに製造しようとする事業者から、消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請を受けたときは、京都市消防関係手数料条例第7条の規定により、当該同一の申請に対する2回目以降の審査に係る手数料を免除することができる。
- 2 前項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱手数料免除申請書兼承認書（別記様式）に手数料の免除を申請する理由を付して、市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示は、令和2年4月23日以降の申請について適用する。

